

学校において予防すべき感染症と出席停止期間

		病 名	出席停止期間
第1種感染症	発生はまれだが重大な感染症	エボラ出血熱、ペスト クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群 南米出血熱、マールブルグ熱 ラッサ熱、急性灰白髄炎 ジフテリア	治癒するまで
第2種感染症	飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において拡大の恐れのあるもの	インフルエンザ	発症から5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	発症から特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふく）	発症から耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核 髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで
第3種感染症	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
その他の感染症	学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症としての措置をとることができるもの。	溶連菌感染症	適切な抗菌薬による治療開始後 24 時間以降
		感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症等)	下痢・嘔吐が消失した後
		サルモネラ感染症	下痢・嘔吐が消失した後
		マイコプラズマ肺炎	症状が安定した後
		サイトメガルウイルス感染症	症状が安定した後
		手足口病	全身状態がよければ登校可
		ヘルパンギーナ	全身状態がよければ登校可
		伝染性紅斑（りんご病）など	全身状態がよければ登校可

※登校に際して、インフルエンザは「登校申出書（保護者が記入するもの）」、その他の感染症は「治癒証明書（医療機関で書いてもらうもの）」の提出をしております。